

## 公益財団法人豊田都市交通研究所理事会規則

(趣旨)

**第1条** 公益財団法人豊田都市交通研究所(以下「研究所」という。)の理事会の運営については、法令又は定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(権限)

**第2条** 理事会は、研究所の業務の執行に関する重要な事項を決定し、及び理事の職務の執行を監督する。

(役員以外の出席)

**第3条** 理事会は、必要があると認めるときは、理事及び監事以外の者を理事会の会議へ出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(招集権者)

**第4条** 研究所定款(平成21年11月2日決定)第42条第3項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

**第5条** 理事会の招集の通知は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

2 前項の通知は、会議の開催日時、開催場所及び審議事項を記載した書面をもって行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

**第6条** 理事及び監事は、理事会を欠席するときは、あらかじめ招集権者に対し、その旨を通知しなければならない。

(議長)

**第7条** 理事会の議長は、定款第43条の規定にかかわらず、理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

2 理事会の会議の審議事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、理事長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(出席状況の報告)

**第8条** 議長は、開会を宣言した後、議事に入る前に、理事の出席状況を理事会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、研究所の事務職員をして行わせることができる。

(決議事項)

**第9条** 次に掲げる事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 研究所の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の開催の日時及び場所並びに目的である事項等(評議員会決議事項)の決定
- (5) 重要な業務執行の決定

2 理事長は、前項の決議事項(法定事項を除く。)について特に緊急を要するため理事会に付議する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。

3 前項の規定による処置については、理事長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告)

**第10条** 理事長、副理事長及び専務理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 競業取引又は研究所との間で取引を行った理事は、遅滞なく当該取引に係る重要な事項について、理事会に報告しなければならない。

3 前項の場合において、理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

**第11条** 理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 理事会の議事録は、書面をもって作成しなければならない。

3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 理事会の開催日時及び開催場所(当該開催場所に存しない理事及び監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)
- (2) 理事会が次の事項のいずれかに該当するときは、当該事項
  - ア 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第93条第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
  - イ 法人法第93条第3項の規定により理事が招集したもの
  - ウ 法人法第101条第2項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
  - エ 法人法第101条第3項の規定により監事が招集したもの
- (3) 理事会の議事の経過及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (5) 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、当該意見又は発言の内容の概要
  - ア 法人法第92条第2項
  - イ 法人法第100条

ウ 法人法第101条第1項

- (6) 理事会に出席した理事の氏名
- (7) 理事会に出席した監事の氏名
- (8) 議長の氏名
- (9) 事務局員の氏名

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 定款第45条第3項の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合

- ア 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- イ アの事項の提案をした理事の氏名
- ウ 理事会の決議があったものとみなされた日
- エ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 法人法第98条第1項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合

- ア 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- イ 理事会への報告を要しないものとされた日
- ウ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

5 議事録は、10年間研究所の事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

**第12条** 招集権者は、議事録が作成されたときは、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(改廃)

**第13条** この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

**第14条** この規則に定めるもののほか、理事会の運営に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 (平成21年11月30日決定)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成22年4月1日)から施行する。